



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年7月14日火曜日 第122号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則.....（税務課）... 554
 家畜伝染病予防法施行細則及び愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則.....（畜産課）... 568
 愛媛県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 571

告 示

地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 572
 肥料の登録.....（農産園芸課）... 572
 解除予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）... 572
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 572
 公有水面埋立免許.....（港湾海岸課）... 573
 土地改良区の定款変更の認可（5件）.....（東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課）... 575

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（畜産課）... 575

公 告

令和2年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....（行革分権課行政管理室）... 578
 危険物取扱者法定講習会の実施.....（消防防災安全課）... 584
 平常時大気中放射性物質濃度監視システム整備業務の委託.....（原子力安全対策課）... 585
 生産事業者講習会の開催.....（森林整備課）... 586

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第46号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式（第1条関係）</p> <p>1 （納税通知書）</p> <p style="text-align: center;">（表） 省略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年パーセント、</p> </div>	<p>第1号様式（第1条関係）</p> <p>1 （納税通知書）</p> <p style="text-align: center;">（表） 省略 （裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年パーセント、</p> </div>

年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

2・3 省略

備考 1 省略

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5第2項の規定の適用がないものとしたときの個人の事業税の第2期の納期の末日が土曜日又は日曜日に該当する場合は、注意1中「年 パーセント、 年1月1日以後」とあるのは「年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）、当該経過する日後」と、「延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「延滞金特例基準割合」と記載すること。

2 （納税通知書）

（表） 省略
（裏）

省略

注 意

1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年 パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 パーセント、年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合には、これを切り捨ててください。

2・3 省略

備考 1 省略

2 11月又は12月に納税通知書を交付する場合において、納期限の翌日の属する年と納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、注意1中「年 パーセント、 年1月1日以後」とあるの

年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（ 当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

2・3 省略

備考 1 省略

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5第2項の規定の適用がないものとしたときの個人の事業税の第2期の納期の末日が土曜日又は日曜日に該当する場合は、注意1中「年 パーセント、 年1月1日以後」とあるのは「年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（ 当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）、当該経過する日後」と、「特例基準割合（ 当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「特例基準割合 」と記載すること。

2 （納税通知書）

（表） 省略
（裏）

省略

注 意

1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年 パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 パーセント、年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（ 当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合には、これを切り捨ててください。

2・3 省略

備考 1 省略

2 11月又は12月に納税通知書を交付する場合において、納期限の翌日の属する年と納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、注意1中「年 パーセント、 年1月1日以後」とあるの

は「年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）、当該経過する日後」と、「延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「延滞金特例基準割合」と記載すること。

3 （納税通知書）

（表） 省略
（裏）

省略	省略	注 意	<p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年パーセント、年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> <p>2・3 省略</p>
----	----	--------	---

備考 省略

4 （納税通知書）

（表） 省略
（裏）

注 意	<p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年パーセント、年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第</p>
--------	--

は「年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）、当該経過する日後」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

3 （納税通知書）

（表） 省略
（裏）

省略	省略	注 意	<p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年パーセント、年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> <p>2・3 省略</p>
----	----	--------	---

備考 省略

4 （納税通知書）

（表） 省略
（裏）

注 意	<p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年パーセント、年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第</p>
--------	---

2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

2・3 省略

備考 1 省略

2 11月又は12月に納税通知書を交付する場合において、納期限の翌日の属する年と納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、注意1中「年 パーセント、 年1月1日以後」とあるのは「年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)、当該経過する日後」と、「延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」とあるのは「延滞金特例基準割合」と記載すること。

5 (納税通知書)

省略

省略
注 意
1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年 <u> </u> パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 <u> </u> パーセント、 <u> </u> 年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合(<u> </u> 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合 <u> </u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。
2~4 省略

備考 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の5第2項の規定の適用がないものとしたときの個人の事業税の第2期の納期の末日が土曜日又は日曜日に該当する場合は、注意

2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

2・3 省略

備考 1 省略

2 11月又は12月に納税通知書を交付する場合において、納期限の翌日の属する年と納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、注意1中「年 パーセント、 年1月1日以後」とあるのは「年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)、当該経過する日後」と、「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」とあるのは「特例基準割合 」と記載すること。

5 (納税通知書)

省略

省略
注 意
1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年 <u> </u> パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 <u> </u> パーセント、 <u> </u> 年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。
2~4 省略

備考 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の5第2項の規定の適用がないものとしたときの個人の事業税の第2期の納期の末日が土曜日又は日曜日に該当する場合は、注意

1中「年 パーセント、 年1月1日以後」とあるのは「年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)、当該経過する日後」と、「延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。」とあるのは「延滞金特例基準割合」と記載すること。

6 (納税通知書)

(表) 省略
(裏) 省略

省略	省略
注 意	
<p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年 パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 パーセント、 年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> <p>2~4 省略</p>	

第9号様式(第1条関係)

1 (督促状)

(表)

省略	注意
	<p>1 省略</p> <p>2 延滞金は、税額が2,000円以上であるものについて、納期限の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、当該税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、納期限の翌日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年</p>

1中「年 パーセント、 年1月1日以後」とあるのは「年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)、当該経過する日後」と、「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

6 (納税通知書)

(表) 省略
(裏) 省略

省略	省略
注 意	
<p>1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年 パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 パーセント、 年1月1日以後の期間については各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> <p>2~4 省略</p>	

第9号様式(第1条関係)

1 (督促状)

(表)

省略	注意
	<p>1 省略</p> <p>2 延滞金は、税額が2,000円以上であるものについて、納期限の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、当該税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、納期限の翌日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年</p>

14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

3・4 省略

（裏） 省略

備考 1 省略

2 法人の県民税及び事業税については、注意2中「納期限の翌日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。」とあるのは、「次の期間の日数に応じ、それぞれに掲げる割合で計算した額の合計額です。

(1) 年 月 日から 年 月 日まで 年パーセント

(2) 年 月 日から 年 月 日まで 年パーセント

（ただし、県民税のうち 円及び事業税のうち 円については、 年 月 日から 年 月 日までの期間を除く。）

(3) 年 月 日以後 年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と記載すること。

なお、(1)又は(2)において延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、(1)及び(2)中「年 パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日まで 年 パーセント」を適宜追加して記載すること。

3 省略

2 (督促状)

(表) 省略

(裏)

省略

注意

1 省略

14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（ 当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

3・4 省略

（裏） 省略

備考 1 省略

2 法人の県民税及び事業税については、注意2中「納期限の翌日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（ 当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。」とあるのは、「次の期間の日数に応じ、それぞれに掲げる割合で計算した額の合計額です。

(1) 年 月 日から 年 月 日まで 年パーセント

(2) 年 月 日から 年 月 日まで 年パーセント

（ただし、県民税のうち 円及び事業税のうち 円については、 年 月 日から 年 月 日までの期間を除く。）

(3) 年 月 日以後 年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（ 当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と記載すること。

なお、(1)又は(2)において延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、(1)及び(2)中「年 パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日まで 年 パーセント」を適宜追加して記載すること。

3 省略

2 (督促状)

(表) 省略

(裏)

省略

注意

1 省略

法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては年7.3パーセントの割合と当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合として計算してください。

3 令和3年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては年7.3パーセントの割合と当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合として計算してください。

(裏) 省略

備考 省略

2 (通知書兼不足金額等納額告知書)県民税(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割分)及びゴルフ場利用税に係る分

省略	省略
上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納入(納付)してください。なお、延滞金は、不足金額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納入(納付)の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセ	

法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては年7.3パーセントの割合と当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合として計算してください。

(裏) 省略

備考 省略

2 (通知書兼不足金額等納額告知書)県民税(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割分)及びゴルフ場利用税に係る分

省略	省略
上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納入(納付)してください。なお、延滞金は、不足金額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納入(納付)の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセ	

ント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち 年 1月 1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

省略

備考 1・2 省略

3 10月又は11月（ゴルフ場利用税にあつては、11月又は12月）に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント（当該期間のうち 年 1月 1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。））」とあるのは「延滞金特例基準割合」と記載すること。

4・5 省略

3 （通知書兼不足税額等納額告知書）県たばこ税に係る分

省略

上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。なお、延滞金は、不足金額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち 年 1月 1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

省略

ント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち 年 1月 1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

省略

備考 1・2 省略

3 10月又は11月（ゴルフ場利用税にあつては、11月又は12月）に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント（当該期間のうち 年 1月 1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。））」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

4・5 省略

3 （通知書兼不足税額等納額告知書）県たばこ税に係る分

省略

上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。なお、延滞金は、不足金額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち 年 1月 1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

省略

措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）とあるのは「延滞金特例基準割合」と記載すること。

3・4 省略

5 （通知書兼不足税額等納額告知書）自動車税の環境性能割に係る分

省略	
上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（ <u> </u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。	省略
省略	

備考 1 省略

2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント（当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）とあるのは「延滞金特例基準割合」と記載すること。

3・4 省略

6・7 省略

第15号様式（第1条関係）

（納入申告書）

省略

備考 1 省略

措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

3・4 省略

5 （通知書兼不足税額等納額告知書）自動車税の環境性能割に係る分

省略	
上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。	省略
省略	

備考 1 省略

2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント（当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

3・4 省略

6・7 省略

第15号様式（第1条関係）

（納入申告書）

省略

備考 1 省略

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第75条の2、第75条の3又は附則第12条の2の規定によりゴルフ場利用税の非課税の対象となる者については、「非課税分」欄に記載してください。

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第75条の2又は第75条の3の規定によりゴルフ場利用税の非課税の対象となる者については、「非課税分」欄に記載してください。

（愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部改正）

第2条 愛媛県資源循環促進税条例施行規則（平成18年愛媛県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>様式第12号（第2条関係） 資源循環促進税通知書兼納額告知書 （その1） 課税標準重量等の更正又は決定をした場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付（納入）してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、当該不足額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>省略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>省略</p> </td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p>3 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と年の延滞金特例基準割合（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「延滞金特例基準割合（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。」とあるのは「延滞金特例基準割合」と記載すること。</p> <p>4・5 省略</p> <p>（その2）・（その3） 省略</p>	<p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付（納入）してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、当該不足額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>		<p>様式第12号（第2条関係） 資源循環促進税通知書兼納額告知書 （その1） 課税標準重量等の更正又は決定をした場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付（納入）してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、当該不足額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>省略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>省略</p> </td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p>3 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。</p> <p>4・5 省略</p> <p>（その2）・（その3） 省略</p>	<p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付（納入）してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、当該不足額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	
<p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付（納入）してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、当該不足額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>								
<p>省略</p>									
<p>省略</p> <p>上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付（納入）してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、当該不足額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>								
<p>省略</p>									

(愛媛県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県核燃料税条例施行規則(平成31年愛媛県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>(その1) 価額割用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; vertical-align: top;"> <p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>省略</p> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の延滞金特例基準割合(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)」と、「延滞金特例基準割合(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」とあるのは「延滞金特例基準割合」と記載すること。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(その2) 出力割用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; vertical-align: top;"> <p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数</p> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>省略</p> </td> </tr> </table>	<p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>	省略		<p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数</p>	<p>省略</p>	<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>(その1) 価額割用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; vertical-align: top;"> <p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(<u>当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>省略</p> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合(<u>当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)」と、「特例基準割合(<u>当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」とあるのは「特例基準割合 _____」と記載すること。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(その2) 出力割用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; vertical-align: top;"> <p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数</p> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>省略</p> </td> </tr> </table>	<p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(<u>当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>	省略		<p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数</p>	<p>省略</p>
<p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>												
省略													
<p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数</p>	<p>省略</p>												
<p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、年 月 日から年 月 日までの期間については年 パーセント、年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(<u>当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>	<p>省略</p>												
省略													
<p>省略</p> <p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。</p> <p>なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数</p>	<p>省略</p>												

は、切り捨てる。)に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合 年に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

省略

備考

1 省略

2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合 年に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)」と、「延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合 年に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」とあるのは「延滞金特例基準割合」と記載すること。

3・4 省略

(その3)核燃料物質重量割用

省略	省略
上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合 年に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。	省略

は、切り捨てる。)に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

省略

備考

1 省略

2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)」と、「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

3・4 省略

(その3)核燃料物質重量割用

省略	省略
上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。	省略

省略

備考

1 省略

2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年パーセント」とあるのは「までの期間については年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「延滞金特例基準割合（ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「延滞金特例基準割合」と記載すること。

3・4 省略

（その4） 省略

省略

備考

1 省略

2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年パーセント」とあるのは「までの期間については年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。

3・4 省略

（その4） 省略

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県税賦課徴収条例施行規則第15号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
2 この規則施行の際現に交付している改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第47号

家畜伝染病予防法施行細則及び愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和2年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

家畜伝染病予防法施行細則及び愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

（家畜伝染病予防法施行細則の一部改正）

第1条 家畜伝染病予防法施行細則（昭和28年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It compares the revised rules for animal disease prevention and fees, specifically focusing on inspection and vaccination provisions (Articles 4, 6, 7, 8, 9).

(と殺に関する指示等)

第10条 家畜防疫員は、法第16条第1項の規定による指示をした場合又は同条第3項の規定によりと殺をした場合

は、当該指示又はと殺に係る事項を電話又はこれに準ずる方法により、直ちに知事及び所轄の家畜保健衛生所長に報告しなければならない。

(と殺処分又は病性鑑定のための処分)

第11条 省略

2 知事は、前項の報告に基づき、家畜伝染病のまん延防止又は病性鑑定のため同項の処分を行う必要があると認めるときは、当該家畜の所有者又は家畜防疫員に別記様式第6号の殺処分命令書又は剖検命令書を交付する。

3・4 省略

第12条 省略

第13条 省略

(発掘の許可申請)

第14条 法第24条ただし書の規定により家畜の死体等の発掘の許可を受けようとする者は、別記様式第7号の申請書を知事に提出しなければならない。

(家畜等の移動その他の制限)

第15条 知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第32条から第34条までの規定に基づき、家畜等の移動を禁止し、若しくは制限し、家畜集合施設の開催等を停止し、若しくは制限し、又は家畜の放牧、種付若しくはふ卵を停止し、若しくは制限する。

2 省略

(動物用生物学的製剤の使用許可申請)

第16条 法第50条の規定により動物用生物学的製剤の使用許可を受けようとする者は、別記様式第8号の申請書を所轄の家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

(動物用生物学的製剤の使用許可)

第17条 前条の申請に基づき許可を与える場合は、別記様式第9号による許可書を交付する。

第18条 省略

(家畜保健衛生所長に対する事務委任)

第19条 次に掲げる知事の権限は、家畜保健衛生所長に委任する。

(1)~(3) 省略

(4) 法第7条(法第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定により検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の表示を付させること。

(5) 法第8条(法第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定により検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の証明書を交付すること。

(6)~(18) 省略

様式第4号 省略

様式第5号(第7条関係) 特定症状届出書

特定症状届出書	
年 月 日	
家畜保健衛生所長 様	
届出者	住 所
氏 名	
家畜の所有者	氏名又は名称

(と殺に関する指示等)

第9条 家畜防疫員は、法第16条第1項の規定による指示をした場合、同条第3項の規定によりと殺をした場合又は省令第27条第1号の規定によりと殺を免除した場合は、当該指示又はと殺に係る事項を電話又はこれに準ずる方法により、直ちに知事及び所轄の家畜保健衛生所長に報告しなければならない。

(と殺処分又は病性鑑定のための処分)

第10条 省略

2 知事は、前項の報告に基づき、家畜伝染病のまん延防止又は病性鑑定のため前項の処分を行う必要があると認めるときは、当該家畜の所有者又は家畜防疫員に別記様式第5号の殺処分命令書又は剖検命令書を交付する。

3・4 省略

第11条 省略

第12条 省略

(発掘の許可申請)

第13条 法第24条但書の規定により家畜の死体等の発掘の許可を受けようとする者は、別記様式第6号の申請書を知事に提出しなければならない。

(家畜等の移動その他の制限)

第14条 知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第32条、同第33条又は同第34条の規定に基づき、家畜等の移動を禁止し、若しくは制限し、家畜集合施設の開催等を停止し、若しくは制限し、又は家畜の放牧、種付又は、ふ卵を停止し、若しくは制限する。

2 省略

(動物用生物学的製剤の使用許可申請)

第15条 法第50条の規定により動物用生物学的製剤の使用許可を受けようとする者は、別記様式第7号の申請書を所轄の家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

(動物用生物学的製剤の使用許可)

第16条 前条の申請に基づき許可を与える場合は、別記様式第8号による許可書を交付する。

第17条 省略

(家畜保健衛生所長に対する事務委任)

第18条 次に掲げる知事の権限は、家畜保健衛生所長に委任する。

(1)~(3) 省略

(4) 法第7条(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の表示を付させること。

(5) 法第8条(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の証明書を交付すること。

(6)~(18) 省略

様式第4号 省略

	住 所	
特 定 症 状 の 内 容		
家 畜	種 類	
	性	
	年 齢 (不明のときは、推定年齢)	
	所 在 の 場 所	
発 見 の 年 月 日 時		年 月 日 時
発見時における同一の農場のその他の家畜の状態		
備 考		

様式第6号(第11条関係)

様式第6号(その1) 省略

様式第6号(その2) 省略

様式第7号(第14条関係) 発掘許可申請書

省略

住所(法人にあつては、
主たる事務所の所在地)

申請者

氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)



省略

注 省略

様式第8号(第16条関係) 動物用生物学的製剤使用許可申請書

様式第8号(その1)

動物用生物学的製剤使用許可申請書(豚熱予防液以外用)
省略
住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)
申請者
氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)
省略

注 省略

様式第8号(その2)

動物用生物学的製剤使用許可申請書(豚熱予防液用)
省略
住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)
申請者
氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)

省略

6 使用する農場の飼養頭数(頭)	繁殖豚 (候補豚を含む。)	種雄豚 (候補豚を含む。)	
	省略		

様式第5号(第10条関係)

様式第5号(その1) 省略

様式第5号(その2) 省略

様式第6号(第13条関係) 発掘許可申請書

省略

住所

氏名



省略

注 省略

様式第7号(第15条関係) 動物用生物学的製剤使用許可申請書

様式第7号(その1)

動物用生物学的製剤使用許可申請書(豚コレラ予防液以外用)
省略
住所
氏名
省略

注 省略

様式第7号(その2)

動物用生物学的製剤使用許可申請書(豚コレラ予防液用)
省略
住所
氏名

省略

6 使用する農場の飼養頭数(頭)	種雄豚	母豚	
	省略		

<p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第9号（第17条関係） 動物用生物学的製剤使用許可書</p> <p>省略</p> <p>住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p>	<p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第8号</p> <p>省略</p> <p>住所 氏名</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p>
---	--

（愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部改正）

第2条 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（規則で定める手数料の金額）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 条例別表4の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) <u>結核検査</u> 1頭につき210円</p> <p>(2) <u>ブルセラ症検査</u> 1頭につき200円</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>トリコモナス症検査</u> 1頭につき220円</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>トキソプラズマ症検査</u> 1頭につき220円</p> <p>(7) <u>家きんサルモネラ症検査</u> 1羽につき50円</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) <u>ピロプラズマ症検査</u> 1頭につき210円</p> <p>(10)～(13) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 条例別表4の表29の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>豚熱予防</u>（生ワクチン）の注射 1頭につき330円</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) <u>ニューカッスル病予防</u>（不活化ワクチン）の注射 1羽につき20円</p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>5・6 省略</p>	<p>（規則で定める手数料の金額）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 条例別表4の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) <u>結核病検査</u> 1頭につき210円</p> <p>(2) <u>ブルセラ病検査</u> 1頭につき200円</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>トリコモナス病検査</u> 1頭につき220円</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>トキソプラズマ病検査</u> 1頭につき220円</p> <p>(7) <u>家きんサルモネラ感染症検査</u> 1羽につき50円</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) <u>ピロプラズマ病検査</u> 1頭につき210円</p> <p>(10)～(13) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 条例別表4の表29の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>豚コレラ予防</u>（生ワクチン）の注射 1頭につき330円</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) <u>ニューカッスル症予防</u>（不活化ワクチン）の注射 1羽につき20円</p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>5・6 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中家畜伝染病予防法施行細則第4条の改正規定及び同規則第18条の改正規定（同条を第19条とする部分を除く。）は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第48号

愛媛県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則

愛媛県家畜保健衛生所手数料規則（昭和40年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和25年愛媛県条例第40号）第3条の規定により知事が定める手数料の額は次のとおりとする。</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 点数表の種別欄に掲げるもの以外の診療その他の行為</p> <p>ア 妊娠鑑定 1件につき 1,000円</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p>	<p>家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和25年愛媛県条例第40号）第3条の規定により知事が定める手数料の額は次のとおりとする。</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 点数表の種別欄に掲げるもの以外の診療その他の行為</p> <p>ア 初診料 1件につき 1,500円</p> <p>イ 妊娠鑑定 同 1,000円</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p> <p>キ 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第814号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
宇和島市	下畑地の一部	平成29年度から令和元年度まで	宇和島市津島町下畑地の一部の地籍図及び地籍簿
八幡浜市	日土町5・8番耕地の一部	平成30年度から令和元年度まで	八幡浜市（日土町5・8番耕地の一部）の地籍図及び地籍簿
八幡浜市	古町・広瀬・大谷口の一部	平成30年度から令和元年度まで	八幡浜市（古町・広瀬・大谷口の一部）の地籍図及び地籍簿
大洲市	沖浦第6計画区	平成30年度から令和元年度まで	大洲市（沖浦第6計画区）の地籍図及び地籍簿
大洲市	宇津第4計画区	平成30年度から令和元年度まで	大洲市（宇津第4計画区）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	富郷町寒川山3	平成30年度から令和元年度まで	四国中央市（富郷町寒川山3）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和2年7月14日

○愛媛県告示第815号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中村時広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和2年7月2日	愛媛県第1296号	副産石灰肥料	鉄入り副産石灰肥料	アルカリ分 38.0 く溶性苦土 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号

○愛媛県告示第816号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
伊予市双海町上灘字惣別當庚117の8
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第817号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年7月14日から27日まで

○愛媛県告示第818号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中村 時 広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡愛南町福浦1867番から南宇和郡愛南町麦ヶ浦5番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から45点までを順次直線で結んだ線及び45点と1点を結ぶ春分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル 平成31年3月21日現在）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町福浦1864番1地先 堤に設置された金属鈹）は、北緯32度54分57秒、東経132度30分30秒の地点

1点は、基点から真北124度02分50秒、28.48メートルの地点

2点は、1点から真北56度32分42秒、3.67メートルの地点

3点は、2点から真北54度20分33秒、6.12メートルの地点

4点は、3点から真北51度47分47秒、4.83メートルの地点

5点は、4点から真北50度20分09秒、4.88メートルの地点

6点は、5点から真北49度07分43秒、8.51メートルの地点

7点は、6点から真北48度16分20秒、7.01メートルの地点

8点は、7点から真北47度22分43秒、6.47メートルの地点

9点は、8点から真北48度46分46秒、6.19メートルの地点

10点は、9点から真北51度48分42秒、7.38メートルの地点

11点は、10点から真北56度04分47秒、6.02メートルの地点

12点は、11点から真北62度19分47秒、6.97メートルの地点

13点は、12点から真北68度06分35秒、7.07メートルの地点

14点は、13点から真北73度55分28秒、7.07メートルの地点

15点は、14点から真北79度17分30秒、5.98メートルの地点

16点は、15点から真北84度12分50秒、5.98メートルの地点

17点は、16点から真北89度16分46秒、6.30メートルの地点

18点は、17点から真北95度28分24秒、6.67メートルの地点

19点は、18点から真北99度51分03秒、7.36メートルの地点

20点は、19点から真北102度37分35秒、5.15メートルの地点

21点は、20点から真北103度55分04秒、6.87メートルの地点

22点は、21点から真北103度03分37秒、10.20メートルの地点

23点は、22点から真北103度03分39秒、11.05メートルの地点

24点は、23点から真北100度16分47秒、6.81メートルの地点

25点は、24点から真北97度17分27秒、5.64メートルの地点

26点は、25点から真北91度59分47秒、6.26メートルの地点

27点は、26点から真北83度50分00秒、4.81メートルの地点

28点は、27点から真北80度00分27秒、5.38メートルの地点

29点は、28点から真北71度46分49秒、6.30メートルの地点

30点は、29点から真北66度27分33秒、5.66メートルの地点

31点は、30点から真北63度56分04秒、6.19メートルの地点

32点は、31点から真北61度14分45秒、11.69メートルの地点

33点は、32点から真北61度14分47秒、11.11メートルの地点

34点は、33点から真北59度29分49秒、7.03メートルの地点

35点は、34点から真北62度07分43秒、6.34メートルの地点

36点は、35点から真北67度19分20秒、7.69メートルの地点

37点は、36点から真北74度29分11秒、6.04メートルの地点

38点は、37点から真北78度16分19秒、8.74メートルの地点

39点は、38点から真北78度15分09秒、0.78メートルの地点

40点は、39点から真北78度15分59秒、5.17メートルの地点

41点は、40点から真北98度07分15秒、5.45メートルの地点

42点は、41点から真北100度44分10秒、7.73メートルの地点

43点は、42点から真北99度03分43秒、2.45メートルの地点

44点は、43点から真北79度54分34秒、4.95メートルの地点

45点は、44点から真北168度06分43秒、3.74メートルの地点

ウ 面積

2,132.09平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町福浦1867番から南宇和郡愛南町麦ヶ浦5番に接する県道及び南宇和郡愛南町福浦1867番から南宇和郡愛南町麦ヶ浦5番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から81点までを順次直線で結んだ線及び81点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町福浦1864番1地先 堤に設置された金属鈹）は、北緯32度54分57秒、東経132度30分30秒の地点

1点は、基点から真北125度54分44秒、19.71メートルの地点

2点は、1点から真北50度00分48秒、7.51メートルの地点

3点は、2点から真北52度48分15秒、10.18メートルの地点

4点は、3点から真北48度57分38秒、20.07メートルの地点

5点は、4点から真北50度59分46秒、27.76メートルの地点

6点は、5点から真北68度14分10秒、23.72メートルの地点

7点は、6点から真北84度21分06秒、20.55メートルの地点

8点は、7点から真北97度50分24秒、15.37メートルの地点

9点は、8点から真北103度03分44秒、33.39メートルの地点

点
 10点は、9点から真北99度25分40秒、9.91メートルの地点
 11点は、10点から真北89度20分13秒、10.62メートルの地点
 点
 12点は、11点から真北75度43分07秒、9.46メートルの地点
 13点は、12点から真北64度31分15秒、10.74メートルの地点
 点
 14点は、13点から真北35度04分20秒、9.24メートルの地点
 15点は、14点から真北52度38分09秒、14.42メートルの地点
 点
 16点は、15点から真北74度23分43秒、43.36メートルの地点
 点
 17点は、16点から真北19度43分23秒、5.97メートルの地点
 18点は、17点から真北104度36分21秒、23.51メートルの地点
 点
 19点は、18点から真北165度23分27秒、15.86メートルの地点
 点
 20点は、19点から真北189度04分03秒、14.25メートルの地点
 点
 21点は、20点から真北273度56分41秒、7.09メートルの地点
 点
 22点は、21点から真北277度19分21秒、9.23メートルの地点
 点
 23点は、22点から真北282度10分02秒、1.79メートルの地点
 点
 24点は、23点から真北279度16分09秒、9.29メートルの地点
 点
 25点は、24点から真北280度30分42秒、0.43メートルの地点
 点
 26点は、25点から真北273度26分34秒、4.44メートルの地点
 点
 27点は、26点から真北257度22分19秒、2.88メートルの地点
 点
 28点は、27点から真北235度59分10秒、6.21メートルの地点
 点
 29点は、28点から真北234度12分21秒、9.06メートルの地点
 点
 30点は、29点から真北226度27分16秒、6.71メートルの地点
 点
 31点は、30点から真北229度53分16秒、6.29メートルの地点
 点
 32点は、31点から真北227度45分13秒、7.90メートルの地点
 点
 33点は、32点から真北246度40分58秒、9.56メートルの地点
 点
 34点は、33点から真北165度05分20秒、1.53メートルの地点
 点
 35点は、34点から真北254度23分17秒、5.13メートルの地点
 点
 36点は、35点から真北262度49分02秒、4.87メートルの地点
 点
 37点は、36点から真北344度11分54秒、1.31メートルの地点

38点は、37点から真北263度30分17秒、9.37メートルの地点
 点
 39点は、38点から真北260度40分50秒、5.82メートルの地点
 点
 40点は、39点から真北266度42分18秒、8.94メートルの地点
 点
 41点は、40点から真北278度53分29秒、9.97メートルの地点
 点
 42点は、41点から真北284度41分14秒、13.47メートルの地点
 点
 43点は、42点から真北284度09分57秒、8.09メートルの地点
 点
 44点は、43点から真北282度28分50秒、4.84メートルの地点
 点
 45点は、44点から真北282度40分41秒、12.03メートルの地点
 点
 46点は、45点から真北279度10分45秒、6.04メートルの地点
 点
 47点は、46点から真北274度54分52秒、2.48メートルの地点
 点
 48点は、47点から真北277度05分22秒、3.25メートルの地点
 点
 49点は、48点から真北271度51分29秒、5.79メートルの地点
 点
 50点は、49点から真北269度56分27秒、7.88メートルの地点
 点
 51点は、50点から真北253度33分56秒、2.68メートルの地点
 点
 52点は、51点から真北255度18分07秒、9.17メートルの地点
 点
 53点は、52点から真北261度58分41秒、1.39メートルの地点
 点
 54点は、53点から真北260度59分11秒、7.08メートルの地点
 点
 55点は、54点から真北251度56分35秒、3.02メートルの地点
 点
 56点は、55点から真北245度48分30秒、2.24メートルの地点
 点
 57点は、56点から真北237度21分48秒、8.22メートルの地点
 点
 58点は、57点から真北234度04分22秒、4.73メートルの地点
 点
 59点は、58点から真北229度56分15秒、12.23メートルの地点
 点
 60点は、59点から真北228度37分46秒、6.96メートルの地点
 点
 61点は、60点から真北227度44分09秒、10.37メートルの地点
 点
 62点は、61点から真北234度13分39秒、1.90メートルの地点
 点
 63点は、62点から真北226度00分21秒、5.64メートルの地点
 点
 64点は、63点から真北224度34分59秒、2.99メートルの地

- 点
- 65点は、64点から真北230度41分24秒、2.57メートルの地点
- 66点は、65点から真北231度52分25秒、2.57メートルの地点
- 67点は、66点から真北235度25分30秒、2.99メートルの地点
- 68点は、67点から真北246度00分53秒、4.25メートルの地点
- 69点は、68点から真北273度12分58秒、0.58メートルの地点
- 70点は、69点から真北240度45分19秒、1.01メートルの地点
- 71点は、70点から真北247度17分58秒、5.05メートルの地点
- 72点は、71点から真北249度17分13秒、6.92メートルの地点
- 73点は、72点から真北243度07分26秒、0.90メートルの地点
- 74点は、73点から真北245度57分14秒、3.46メートルの地点
- 75点は、74点から真北343度59分48秒、3.70メートルの地点
- 76点は、75点から真北355度47分39秒、3.99メートルの地点
- 77点は、76点から真北352度53分26秒、3.08メートルの地点
- 78点は、77点から真北66度25分09秒、3.55メートルの地点
- 79点は、78点から真北64度16分23秒、3.50メートルの地点
- 80点は、79点から真北61度44分56秒、4.85メートルの地点
- 81点は、80点から真北57度00分52秒、4.29メートルの地点

ウ 面積

6,885.74平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 1,823.91平方メートル

漁港施設用地（護岸） 308.18平方メートル
 4 埋立免許年月日
 令和2年7月14日

○愛媛県告示第819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月14日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第820号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市船木・泉川（池田池）土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月14日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月14日

愛媛県中予地方局長 東公弘

○愛媛県告示第822号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市北野田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月14日

愛媛県中予地方局長 東公弘

○愛媛県告示第823号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市南野田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月14日

愛媛県中予地方局長 東公弘

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項				別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項			
組 織	事務の	事 項	決裁区分	組 織	事務の	事 項	決裁区分
			知 専決者				知 専決者

名	種 類		事				名	種 類		事					
			部 長	局 長	課 長	主 幹				部 長	局 長	課 長	主 幹		
畜 産 課	1～17 省略						畜 産 課	1～17 省略							
	18 家 畜伝 染病 予防 法の 施行 に関 する 事務	1・2 省略						18 家 畜伝 染病 予防 法の 施行 に関 する 事務	1・2 省略						
		3 家畜の伝染性疾病的の発生予 防に関すること。							3 家畜の伝染性疾病的の発生予 防に関すること。						
									(1) 届出伝染病についての届 出に係る市町長への通報及 び農林水産大臣への報告 (第4条第4項)					—	
									(2) 新疾病の発生に係る農林 水産大臣への報告、市町長 への通報及び検査を受ける べき旨の命令(第4条の2 第4項、第5項)					—	
									(3) 監視伝染病検査を受ける べき旨の命令(第5条第1 項)					—	
		(1) 省略							(4) 省略						
									(5) 検査結果の農林水産大臣 への報告(第5条第4項)						—
									(6) 監視伝染病の発生予防の ための助言及び指導(第5 条第6項)						—
									(7) 省略						
									(8) 注射、薬浴又は投薬を受 けるべき旨の命令(第6条 第1項)						—
									(9) 消毒方法等の実施命令 (命令書の交付によるもの を除く。)(第9条、家畜 伝染病予防法施行規則(以 下この部において「省令」 という。)第15条)						—
									(10) 省略						
									(11) 省略						
							(12) 家畜の伝染性疾病的の発生 予防の措置について報告及 び通報(第12条の2)						—		
							(13) 飼養衛生管理基準の設定 等に係る農林水産大臣への 意見の具申(第12条の3第 4項)								
		(5) 飼養衛生管理基準の設定 等に係る農林水産大臣への 意見の具申(第12条の3第 5項)													
		(6) 飼養衛生管理指導等計画 の策定及び変更(第12条の 3の4第1項、第4項、第 5項)											—		

	(10) 省略								
	(11) 省略								
	(12) 省略								
	(13) 資料の提出(第34条の3)								—
	(14) 通行の制限又は遮断に係る警察署長への通報(政令第5条第1項、第7条)								—
	(15) 通行の制限又は遮断に係る施設管理者への協議(政令第5条第2項、第7条)								—
	5 その他の事項に関すること。								
	(1) 省略								
	(2) 動物等の評価額の決定についての意見の具申(第58条第4項、政令第11条第2項)								
	(3) 評価人の選定(第58条第5項、政令第11条第3項)								
	(4) 評価人の意見聴取(第58条第5項、政令第11条第3項)								
19~26	省略								

	(13) 省略								
	(14) 省略								
	(15) 省略								
	(16) 家畜伝染病のまん延防止の措置についての報告及び通報(第35条)								—
	5 その他の事項に関すること。								
	(1) 省略								
	(2) 家畜の伝染性疾病予防のための報告の徴収(報告請求書の交付によるものを除く。)(第52条第1項、省令第58条ただし書)								—
	(3) 動物等の評価額の決定についての意見の具申(第58条第4項、政令第10条第2項)								
	(4) 評価人の選定(第58条第5項、政令第10条第3項)								
	(5) 評価人の意見聴取(第58条第5項、政令第10条第3項)								
19~26	省略								

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第8畜産課の表18の部3の項中(13)を(5)とし、(5)の次に次のように加える改正規定(同項中(13)を(5)とする部分を除く。)及び同部4の項中(11)を(8)とし、(12)を削り、(8)の次に次のように加える改正規定(同項中(11)を(8)とし、(12)を削る部分を除く。)は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

○ 公 告

令和2年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に加わろうとする者に必要な資格(以下「資格」という。)並びにその審査の申請(以下「申請」という。)の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に令和2年度の建設工事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事

- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事
- (29) 解体工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者
 - イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体
 - ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体加わることができる競争入札等の場合に限る。）
 - エ 共同企業体要綱第23条から第27条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第28条第2項の通知を受けた地域維持型建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体加わることができる競争入札等の場合に限る。）
 - オ 愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成30年10月愛媛県告示第971号）第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、同要綱第10条第2項の通知を受けた共同企業体（当該共同企業体加わることのできる競争入札の場合に限る。）
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。
 - ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。ただし、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体に係る申請の時期については、別に公告するところによる。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

- (1) 請求先
 県のホームページ
 （https://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/shinsa/shinsa31_32.html）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。
- (2) 提出先及び提出方法
 別表の提出先に持参して提出するものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先については、別に公告するところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、令和2年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体に係る資格は、それぞれ当該特定建設工事共同企業体又は当該地域維持型建設共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 令和3年度及び令和4年度の資格審査

令和3年度及び令和4年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、令和2年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室
 入札監理グループ
 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)968 2294

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-912-2643	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 電話番号 0896-24-4455(内線308、309)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793-0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897-56-1300(内線407、408)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898-23-2500(内線262、268)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790-8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089-909-8769(ダイヤルイン)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892-21-1210(内線415、416)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795-0064 大洲市東大洲174 電話番号 0893-24-5121(内線304、306、322)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894-22-4111(内線406、407)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894-62-1331(内線134、135)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895-22-5211(内線407、408、424)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895-72-1145(内線205、206)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事 様

郵便番号 □□□-□□□□

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

⑩

電話 () -

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による令和2年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和2年9月28日（月）午後1時30分	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター 多目的ホール1
	令和2年10月7日（水）午前9時30分	大洲市東大洲270番地1 大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール
	令和2年10月7日（水）午後1時30分	大洲市東大洲270番地1 大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール
	令和2年10月9日（金）午前9時30分	八幡浜市北浜一丁目5番地1 八幡浜市民スポーツセンター サブアリーナ
	令和2年10月19日（月）午前9時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和2年10月22日（木）午前9時30分	西条市神拝甲79番地4 西条市総合文化会館 小ホール
	令和2年10月27日（火）午前9時30分	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター 別館 中ホール
	令和2年11月6日（金）午前9時30分	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局 7階大会議室
	令和2年11月18日（水）午前9時30分	松山市山越町450番地 愛媛県男女共同参画センター 多目的ホール
	令和2年12月17日（木）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 6階大会議室
	令和2年12月18日（金）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 6階大会議室
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和60年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和2年9月29日（火）午後1時30分	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター 多目的ホール1
	令和2年10月26日（月）午前9時30分	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター 別館 中ホール
	令和2年10月27日（火）午後1時30分	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター 別館 中ホール
	令和2年10月28日（水）午後1時30分	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター 別館 中ホール
	令和2年11月17日（火）午後1時30分	松山市山越町450番地 愛媛県男女共同参画センター 多目的ホール
	令和2年12月17日（木）午前9時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 6階大会議室
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和2年9月29日（火）午前9時30分	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター 多目的ホール1
	令和2年10月9日（金）午後1時30分	八幡浜市北浜一丁目5番地1 八幡浜市民スポーツセンター サブアリーナ
	令和2年10月19日（月）午後1時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和2年10月20日（火）午前9時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和2年10月20日（火）午後1時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和2年10月22日（木）午後1時30分	西条市神拝甲79番地4 西条市総合文化会館 小ホール
	令和2年10月26日（月）午後1時30分	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター 別館 中ホール
	令和2年11月6日（金）午後1時30分	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局 7階大会議室

令和2年11月18日(水)午後1時30分	松山市山越町450番地 愛媛県男女共同参画センター 多目的ホール
令和2年12月18日(金)午前9時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 6階大会議室

2 受講申請書の提出期間

令和2年9月1日から各講習実施日の2日前の日まで(土、日曜日及び祝祭日を除く。)

但し、受付した危険物安全協会の管轄以外の会場で受講する場合は、各会場講習実施日の5日前(同)まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 受講申請書の請求先

各地区(市)危険物安全協会、各消防本部(局)、県地方局総務県民課及び県地方局支局総務県民室

(2) 受講申請書の提出先

各地区(市)危険物安全協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

その他の法定講習に関するお問合せについては、各地区(市)危険物安全協会において受付けます。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

平常時用大気中放射性物質濃度監視システム整備業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

平常時用大気中放射性物質濃度監視システム整備業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書等による。

(4) 委託期間

契約日から令和3年3月19日(金)まで

(5) 委託業務の履行場所

入札説明書等による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2・3・4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務を委託期間内に適正かつ確実に履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 過去5年間程度に、国、地方公共団体等と種類及び規模が同様の契約の実績があること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2352(ダイヤルイン)

(2) 入札書の受領期限

令和2年8月24日(月)午後2時まで

ただし、郵便等による入札書の受領期限は令和2年8月24日(月)正午まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でのダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和2年8月24日(月)午後2時

愛媛県庁第二別館3階 県民環境部会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した委託業務を委託期間内に確実に履行できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和2年8月11日(火)午後5時まで

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に遂行できると知事が

判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Construction of airborne radioactive materials monitoring system during normal operation , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 24 August 2020
(Time limit of tender by mail: 12:00 p.m. , 24 August 2020)
- (3) For further information , please contact: Nuclear Safety Division , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2352



○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 開催の日時
令和2年9月3日（木） 9時
- 2 開催の場所
上浮穴郡久万高原町菅生
愛媛県農林水産研究所 林業研究センター本館会議室
- 3 受講申込期限
令和2年8月28日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。
- 4 受講申込書の請求先及び提出先
住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは農林水産部森林局森林整備課